2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成17年準則第18号）第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における土木工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における土木工事に係る一般競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は２者若しくは３者で構成された共同企業体であること。

⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る）があること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げる３種の要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・内空断面積40㎡以上の開削トンネル工事
・場所打ち杭基礎工事（深礎工法を除く）
・地中連続壁の本体利用工事（地中連続壁基礎を除く）

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績（元請に限る）を有すること。

・内空断面積40㎡以上の開削トンネル工事

⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成23年８月１日（月）を予定している。

①　主任技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成12年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・市街地（ＤＩＤ相当）における開削トンネル工事

ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

②　監理技術者については、以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。

ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　以下のいずれかの資格取得者又は認定された者であること。

１）１級土木施工管理技士
２）技術士（建設部門）
３）１）、２）と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ウ　平成12年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・市街地（ＤＩＤ相当）における開削トンネル工事

⑸　１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。

①　本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

3　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の二段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける技術提案者の選定

①　総合評価の方法　２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が入札説明書に示す技術提案評価項目（以下「技術提案評価項目」という。）ごとの最低限の要求要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が技術提案評価項目ごとの最低限の要求要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。

②　選定方式

ア　３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から「４⑴①総合評価の方法」によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、若しくは技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。

ア　施工に対する配慮
イ　周辺環境への配慮

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が入札説明書に示す技術提案評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。